

狭あい道路の後退用地の寄付・無償使用承諾のご案内

狭あい道路拡幅整備事業に基づき、敷地の後退用地を道路として将来にわたり区が管理するためには、土地の「寄付」又は「無償使用承諾」の手続きをしていただく必要があります。敷地と道路との官民境界が確定されておりましたら是非ご協力をお願いいたします。

区での拡幅工事を行う場合の条件や提出書類は下記の通りです。（適用除外により自主整備となる場合も提出書類は同様となります。）

狭あい道路拡幅整備協議書の提出後、**建築工事竣工（外構工事に入る前）の3ヶ月前までに下記の書類を提出し手続きを行ってください。**書類の受理後、目黒区が委託する測量業者による後退用地の確認作業を行います。

1 寄付の場合

◎公道に限られます。分筆された後退部分の所有権を区に移転し、公道に編入します。

◎道路の種別（特別区道、区有通路、その他の区管理道路（目黒区公共物管理条例に基づく道等））

(1) 条件

① 官民(道路と敷地)の境界確定及び道路区域境界同意が済んでいること。

② 民民(敷地と隣接地)の境界が確認されていること。

◎後退用地部分が分筆されている場合

分筆されている土地が、建築基準法第42条第2項道路の後退用地であるか区で確認します。

◎後退用地部分が分筆されていない場合

分筆は、原則、土地所有者の方で行っていただきます。

区で分筆できる場合もありますので、お問合せください。区で行う場合には、敷地に隣接する全ての土地の境界確認書をお借りする必要があります。

(2) 提出書類（④～⑥は法務局発行の最新の書類(正本)をご提出ください。）

① 道路敷寄付申出書（上質紙）（共有の場合は、土地所有者全員分の申出書）

② 登記原因証明情報兼土地登記承諾書（上質紙）（共有の場合は同上）

③ 印鑑証明書等（共有の場合は同上）（発行3ヶ月以内のもの）

〔法人が土地所有者の場合は印鑑証明書及び代表者資格証明情報（代表者事項証明書等）〕

④ 公図 ⑤ 土地登記全部事項証明書（登記簿謄本）

⑥ 地積測量図 ※ない場合は、土地の境界確認書の写しの提出をお願いします。

(3) その他

① 土地の所有権移転登記手続きは区で行います。

② 寄付する後退用地部分に抵当権等が設定されている場合は、解除が必須です。この場合は解除のお手伝いをさせていただきますので、ご相談ください。

2 無償使用承諾の場合

◎特別区道又は区有通路に限られます。後退部分の所有権は移転せず、公道に編入します。

(1) 条件

① 官民(道路と敷地)の境界確定及び道路区域境界同意が済んでいること。

② 民民(敷地と隣接地)の境界が確認されていること。

(2) 提出書類（③～⑤は法務局発行の最新の書類(正本)をご提出ください。）

① 土地無償使用承諾書（上質紙）（共有の場合は、土地所有者全員分の承諾書）

② 印鑑証明書等（共有の場合は同上）（発行3ヶ月以内のもの）

〔法人が土地所有者の場合は印鑑証明書及び代表者資格証明情報（代表者事項証明書等）〕

③ 公図 ④ 土地登記全部事項証明書（登記簿謄本）

⑤ 地積測量図 ※ない場合は、土地の境界確認書の写しの提出をお願いすることがあります。

(3) その他

公道に編入した部分は、都税事務所へ申請することにより固定資産税・都市計画税の非課税の適用が受けられます。

【問合せ先】目黒都税事務所（Tel03-5722-9001）